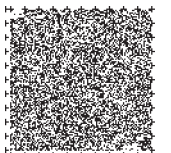


し りょう へん  
資 料 編

---

資料編  
しりょうへん



あ 行

いりょうてき  
医療的ケア児

じんこうこきゅうき やたんの 吸引、胃ろうによる 栄養の 注 入 などの生活支援が 日常的に 必要な子どものことです。

おも ちゅうしゃ  
思いやり駐車スペース

しょうがいしゃようちゅうしゃ スペースとは別に設置した、利用者自身の判断と一般利用者の思いやりにより成り立つ駐車スペースです。

しょうがいしゃの方、妊娠中の方、乳児を連れている方、ケガをされている方、高齢の方など、長い距離を移動することが困難な方が優先的に利用できます。

か 行

ガイドヘルパー

障害のある人が外出するときに、つきそってサポートする資格を持った支援者のことです。同行援護(視覚障害者対象)、移動支援(知的障害者、精神障害者対象)などのサービスを提供します。

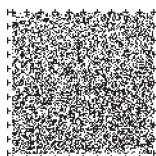
かてかて

市内障害者就労施設への共同受注窓口の名称です。

かんこうじゆ  
官公需

国、都、市町村などの公共機関が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注などをしたりすることをいいます。

本市では、「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等への物品やサービスの優先的な発注を行っています。



## 緊急一時保護

介助している人が病気の時や用事があるとき、または休養を必要としているときに、障害のある人を指定された家庭で一時的に保護します。

## グループホーム

就労したり、通所施設などに通っている障害者が、地域で自立生活を営むための援助を行う共同生活施設です。

## ケアマネジメント

保健・医療・福祉など、障害者が必要とするさまざまなサービスを、その人の状態や希望に合わせて効率的に提供できるように支援を行うことです。

## 権利擁護事業

自分の意思を十分伝えることが難しい障害者にかわって、援助者などが代理となって、その人が権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うことです。

## 高次脳機能障害

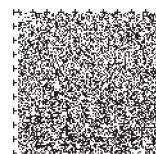
交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害です。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともあります。

## 固定学級

特別支援学級のうち、児童・生徒が在籍して主な指導をそこで受けるものをいいます。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、福祉などの支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや本人を取り巻く人間関係などの環境を重視しながら、地域のさまざまな取組やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけるなどの援助を行う専門職員のことで



## 社会的入院

症状が安定し、社会生活に復帰することができるのに、家族の事情や地域の受け皿がないなどの社会的な理由のために、入院し続けなければならない状態のことで

## 重症心身障害者

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害とい

## 住民参加型サービス団体

サービスの提供者と利用者がともに地域の住民であり、互いに対等な立場で構成する、営利を目的としない団体のことです。サービスを利用した人は団体に利用料を支払い、サービスを提供した人は団体から報酬を受け取ります。

## 就労移行支援事業

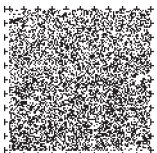
一般就労を希望する障害者が、一定の期間（原則として2年間）、就労のための知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。職場実習や職場探し、就職後のフォローアップなどの支援も行います。

## 就労継続支援事業（A型・B型）

一般企業などで働くことの難しい障害者が、働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型があります。

## 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

2006年12月に第61回国連総会で採択され、2008年5月に発効した、障害者の人権条約です。日本は2007年9月に署名、2014年1月に批准しています。この



条約は、全ての障害者があらゆる人権と基本的自由を差別なしに完全に享受することを保障するために、福祉、雇用、教育などあらゆる分野において、障害に基づく差別を禁止するとともに、障害者が社会参加するために必要な合理的な配慮の提供を確保することを定めています。

## 障害者就業・生活支援センター

障害者の職業生活における自立を図るための就業支援や、就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うための施設です。就労を希望する障害者に対して、仕事を探すための相談から、就労後のフォローアップまでさまざまな支援を行います。

## 障害者用住宅

障害者が安心して暮らせるように、段差の解消などのバリアフリー設計や、安否確認などの設備を整えた専用住宅のことで。

## 情報機器

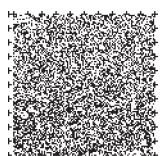
障害者への情報提供を図るために必要な機器類です。  
公共の場へ設置することにより視覚障害者や聴覚障害者が活用できる音声案内装置や電光掲示板、日常生活に必要な機器として、光や音で知らせる屋内信号装置、活字文字読み上げ装置や文字情報受信装置のほか、ファクシミリ、パソコンによる情報・通信支援用具、会話補助装置などがあります。

## ショートステイ（短期入所）

⇒ 短期入所をご覧ください。

## 触手話

盲ろう者（視覚・聴覚の二重障害者）が使うコミュニケーション手段のひとつです。手話で意思を表している相手の手に直接触れて、手話の内容を読み取ります。



## ジョブコーチ

障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者です。障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行います。

## 生活介護

常時介護を必要とする障害者が日中通って、介護や支援を受けながら生産活動や創作的活動を行う事業です。

## 成年後見制度

障害などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりにしたり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

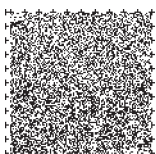
## た 行

### 大学コンソーシアム八王子

個別に取り組むと手間や費用がかかる事業を共同で行うため地域特性を活かし、大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、近隣の大学などが集まった組織で、加盟する学校間で単位互換をしたり、協力してインターンシップの派遣先を探したりしているケースが多いです。

### 短期入所（ショートステイ）

普段介助している人が、病気や用事などの理由により介助できないときに、短期間施設に入所して介助を行うサービスです。



## ちいききょうせいしゃかい 地域共生社会

ぶんや たてわ ささ て う て かんけい こ ちいきじゅうみん ちいき  
分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域  
たよう しゅたい わ こと さんかく ひと ひと ひと しげん せたい ぶんや こ ます  
の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸  
ごと』つながることで、じゅうみんひとり ひとりの暮らしと生きがい、ちいき  
地域をともに創って  
いくしゃかい  
社会のことで、

## ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業

にんちしょう しょうじょう ものわす ちてきしょうがい せいしんしょうがい はんだんのうりよく じゅうぶん  
認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分では  
ない方が、かた ちいき あんしん せいかつ おく ちいき せいど しゃかいふくしほう  
地域で安心して生活を送ることができるよう支援する制度（社会福祉法）  
です。

## ちゅうかくし 中核市

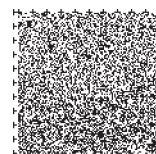
ちほうじちほう さだ せいれい してい じんこう まんにんいじょう とし ふくし  
地方自治法に定められた、政令で指定する人口30万人以上の都市のことで、福祉、  
かんきょう きょういく ぶんや いっぱん しょうそん はばひろ じ む おこな  
環境、まちづくり、教育などさまざまな分野で一般の市町村よりも幅広い事務を行  
います。どくじ きじゆん さだ いっそうせい ちいき とくせい い  
独自の基準を定めることで、より一層市政に地域の特性を活かすことができ  
ます。はちおうじし へいせい ねん がつ とない はつ ちゅうかくし いこう  
八王子市は、平成27年4月に都内では初の中核市に移行します。

## ちようふくしょうがいしゃ 重複障害者

いがくようご はせい しょうがい いじょうあわ ゆう  
医学用語から派生したものとしている「障害」を2つ以上併せ有することをいい  
ます。ただし、こうせいぎょうせい がっこうほうじん ていぎ こと  
厚生行政と学校法人では、定義が異なります。

## つうきゅうしどうがっきゅう 通級指導学級

しょうがっこう ちゅうがっこう つうじょう がっきゅう せき お ひかくてきけいと しょうがい ゆう じどう  
小学校や中学校の通常の学級に籍を置いて、比較的軽度な障害を有する児童  
たい しょうがい とくべつ しどう おこな つうじょうがっきゅう せき  
に対して、その障害にあった特別な指導を行うクラスです。通常学級に籍をおく  
しょう じ じゃくし なんちよう げんごしょうがい しょうちよしょうがい したいふじゆうおよ びょうじゃく がくしゅう  
障がい児も、弱視・難聴・言語障害・情緒障害・肢体不自由及び病弱・学習  
しょうがい えるでいー ちゅういけっかんたどうせいしょうがい えーでいーえいちでいー さまざま  
障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）など様々です。



## 通所施設

障害者が日中通って、自立生活や就労のための訓練をしたり、生産活動、創作的活動などを行う施設です。

## 特別支援学級

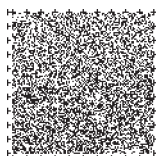
小中学校等に設置される学級で、知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、言語障害、情緒障害のある児童・生徒、または病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、障害の種別ごとの少人数教育で、一人ひとりの学習上・生活上の困難に応じた教育を行います。固定学級と通級指導学級があります。

## 特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由のある比較的障害が重い児童・生徒、または病弱児（身体虚弱児を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上・生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけるための専門性の高い指導を行う学校のことです。

## 特別支援教育

平成19年4月に、従来の特殊教育から転換された新しい教育制度です。障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの必要に応じて、能力を高めたり、生活や学習上の困難を改善するために、適切な指導や必要な支援を行うものです。これまで心身障害教育の対象となってきた幼児・児童・生徒に加え、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童に対しても支援を行います。





## とくべつしえんきょうしつ 特別支援教室

しょうがっこう つうじょう がっきゅう ざいせき とくべつ しえん ひつよう じどう たこう  
小学校の通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童が、他校の  
つうきゅうしどう がっきゅう かよ ざいせきこう しどう う  
通級指導・学級に通うことなく在籍校で指導を受けることができるクラスです。

## とくれいこがいしゃ 特例子会社

じぎょうぬし しょうがいしゃ こよう はいりよ こがいしゃ とくれいこがいしゃ せつりつ たさう しょうがいしゃ  
事業主が障害者の雇用に配慮した子会社(特例子会社)を設立して、多数の障害者  
こよう ばあい こがいしゃ おやがいしゃ いちじぎょうしょ ほうていこようりつ さんしゅつ  
を雇用した場合、その子会社を親会社の一事業所とみなして、法定雇用率を算出で  
きる制度です。

## な 行

### なんびょう 難病

げんいんふめい ちりょうほうほう かくりつ まんせいが こういしょう のこ おお びょうき  
原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化して後遺症が残ることも多い病気  
の総称です。かいじょ かいじょ かそく ふたん せいしんてき けいざいてき ふたん おお せいかつ おお  
の総称です。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大  
きな支障をもたらします。へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃそうごうしえんほう なんびょう  
平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、難病  
とう あら しょうがいしゃ はんい くわ  
等が新たに「障害者」の範囲に加えられました。

### にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

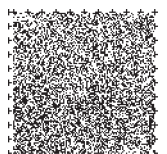
しんたいしょうがいしゃ にちじょうせいかつ おく しょうがい ふたん けいげん つか ようぐ  
身体障害者が日常生活を送るときに、障害による負担を軽減するために使う用具  
です。

### のうせいまひ 脳性麻痺

たいせいき しんせいじき のう がいしょう さんそけつぼう そんしょう  
胎生期から新生児期にかけて、脳が外傷・酸素欠乏などにより損傷されたことが  
げんいん ししまひ うんどうしょうがい お しっぺい  
原因で、四肢が麻痺し、運動障害が起こる疾病です。

### ノーマライゼーション

しょうがいしゃ しゃかいてき ふりえき う ひとびと しゃかい なか ほか ひとびと おな  
障害者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じよう  
せいかつ かつどう しゃかい ほんらい すがた すがた かんが  
に生活し、活動することが社会の本来あるべき姿(ノーマルな姿)であるという考  
え方のことです。



## 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害など、比較的の低年齢で発症する脳機能障害です。言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがあります。特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害（LD）や、注意欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、障害のある能力やその程度は非常にさまざまです。

## バリアフリー

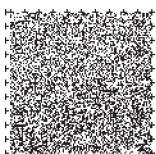
障害者の日常生活や社会参加を困難にしている全ての障壁（バリア）を取り除くことです。道路・施設・交通機関などの障壁を取り除く「物理的バリアフリー」、資格取得などの社会的制限を取り除く「社会的バリアフリー」、心の障壁を取り除く「心理的バリアフリー」、情報面での障壁を取り除く「情報バリアフリー」などがあります。2006年12月にバリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が施行され、交通バリアフリーと建築物などのバリアフリーを一体的に進めることが定められました。

## 副籍制度

「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことです。

## ピアカウンセリング

障害者が自らの体験に基づいて、他の障害者の相談に応じ、相談者と同じ立場から問題解決のための支援を行うことです。



## 法定雇用率

国や地方自治体、民間企業等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障害者を雇用しなければならないとされています。平成30年4月からは同法の改正により法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害が追加されました。重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人として、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の重度身体障害者、重度知的障害者は1人として、精神障害者は1人を0.5人としてカウントします。また、障害者雇用納付金制度の適用対象が常用雇用労働者45.5人以上の事業主まで拡大されます。

### ◆ 法定雇用率

国・地方自治体		民間企業等	
国・地方自治体	都道府県等の 教育委員会	一般の民間企業	特殊法人等
2.5%	2.4%	2.2%	2.5%

資料編

## ホームヘルプ（居宅介護）

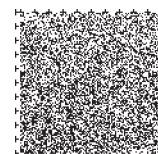
ホームヘルパーが、障害者の自宅などを訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介助や、調理・洗濯・掃除などの家事援助、生活などに関する相談・助言などの支援を行うサービスです。

## 補装具

身体障害のために失われた身体機能を補うための用具です。車いすや、義手、義足、杖、補聴器などがあります。

## ボランティア・コーディネーター

ボランティアをしたい人とボランティアを受けたい人をつないだり、ボランティア活動の現場でさまざまな支援を行う人のことです。



## ま 行

### もうろう者

視覚と聴覚の障害を併せ持つ人のことであり、情報入手・コミュニケーション・移動など、さまざまな面で困難を抱えています。盲ろうになるまでの経緯や障害の状況・程度によって、指点字や触手話などさまざまなコミュニケーション手段が必要になります。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

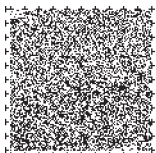
障害の有無や、文化・言語・年齢・性別・能力などの違いに関わらず、誰もが簡単・快適に利用することができる施設・製品・情報のデザインのことで、障壁（バリア）を取り除くバリアフリーデザインをさらに発展させ、はじめから全ての人々が共用できるように考えて設計されたデザインのことを指します。

### ゆびてんじ 指点字

盲ろう者（視覚・聴覚の二重障害者）が使うコミュニケーション手段のひとつです。左右3本ずつの指を点字タイプライターに見立てて点字を打つことで、相手に言葉を伝えることができます。

### ようやくひっき 要約筆記

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳です。ノートやホワイトボード、OHPやOHCを使い、手書きまたはパソコンを使用するなどでスクリーンに映し、大勢で情報を得る方法（全体投影）と1～2人の隣りで手書きまたはパソコンで通訳する方法（ノートテイク）があります。ノートテイクは病院や面接、学校などで有効な方法です。



## ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のことで、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験します。

## リハビリテーション

障害や、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

## リフトバス

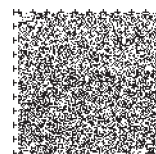
身体障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えたバスです。

## 療育

障害児が医療的な配慮のもとで育成されることです。

## レスパイト（一時的休息）

家族など、長時間介助に携わっている介助者を一時的に介助から解放し、休養などの時間を確保することです。介助者自身の健康を保つために必要な休養や息抜きなどの時間を確保するだけでなく、介助者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすることも目的としています。



◆ しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
障害者差別解消法のポイント

へいせい ねん がつ にち しょうがい りゆう さべつとう けんりしんがいこうい さべつてきとりあつか  
平成28年4月1日、障害を理由とする差別等の権利侵害行為（差別的取扱い）を  
きんし しゃかいてきしょうへき じょきよ おこた けんりしんがい こうりてきはいりよ  
禁止するとともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の  
ふていきょう さべつ いち ぼうし さだ しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいしき  
不提供）も差別と位置づけ、これを防止することを定めた「障害者差別解消法（正式  
めいしょう しょうがい りゆう とする さべつ かいしょう すいしん かん ぼうりつ しこう  
名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が施行されました。

(1) もくてき だいいちじょう  
目的（第一条）

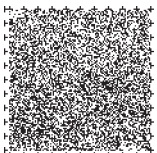
この法律は、しょうがいしゃきほんほうの基本的な理念にのっとり、しょうがい りゆう とする さべつ  
かいしょう すいしん すべ こくみん しょうがい う む わ へだ そうご  
解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互  
じんかく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん し もくてき  
に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として  
います。

(2) くにおよ ちほうこうきょうだんたい せきむ だいいちじょう  
国及び地方公共団体の責務（第三条）

くにおよ ちほうこうきょうだんたい ほうりつ しゅし しょうがい りゆう さべつ  
国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の  
かいしょう すいしん かん ひつよう しさく さくてい じっし  
解消の推進に関して必要な施策を策定し、これを実施しなければならないこととさ  
れています。

(3) ふとう さべつてきとりあつか きんし こうりてきはいりよ ぎむ だいななじょう だいはちじょう  
不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の義務（第七条、第八条）

ぎょうせいきかん じぎょうしゃ じ む じぎょう おこな しょうがい りゆう  
行政機関や事業者は、その事務または事業を行うにあたり、障害を理由として  
ふとう さべつてきとりあつか  
不当な差別的取扱いをしてはならないこととされています。また、しょうがいしゃ  
しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね いし ひょうめい ばあい じっし ともな  
社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴  
ふたん かじゅう どうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう  
う負担が過重でないときは、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、  
しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう こうりてき はいりよ  
社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこと  
とされています（じぎょうしゃ とりよくぎむ 事業者は努力義務）。



◆ 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

私たちのまち八王子は、全ての人が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちを目指し、障害のある人に対する福祉の向上のため、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、依然として障害のある人は、障害に対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受け、配慮不足により日常生活の様々な場面で不自由を感じている状況にある。

このような中、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちの実現のため、市、市民、事業者など全ての者が連携し、障害のある人の生活を困難にしてきた心の壁、社会参加を困難にする物理的環境、社会的制度、情報の不足など、社会的障壁を取り除き、障害のある人に対するいかなる差別もなくす取組が私たちに求められている。

このため、私たちは、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

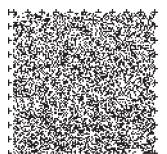
もくてき  
(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態



にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。

#### (基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の差別をなくすための施策を実施するときは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に十分配慮するものとする。

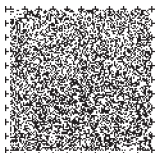
#### (市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害者に対する差別をなくすための施策に協力するよう努めなければならない。

#### (差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を





侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(合理的な配慮)

第7条 市、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせることができるものとして市長が指定する法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び市外郭団体（市が出資又は出する団体で、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

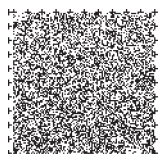
- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。
- (2) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (6) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (7) 教育を行うとき。
- (8) 保育を行うとき。
- (9) 療育を行うとき。
- (10) その他社会的障壁となつて、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 市民及び事業者（指定管理者及び市外郭団体を除く。）は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

(市民等の理解の促進)

第8条 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。



3 市は、障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員並びに指定管理者及び市外郭団体が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(移動手段の確保)

第9条 市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

(情報伝達)

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段(字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等)を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

(医療及びリハビリテーション)

第11条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。

(教育)

第12条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保育)

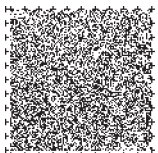
第13条 市は、障害者である乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(療育)

第14条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係法令等との調和)

第15条 市は、障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の推進に当たっては、障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害者の日常生活及び社会



生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）その他の関係法令との調和を図らなければならない。

（差別に関する相談、助言等）

第16条 障害者及びその関係者は、障害者本人に係る差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）について、市に相談することができる。

2 市は、対象事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談に応じ、関係者への事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 相談に応じ、関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

（相談員）

第17条 市は、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する事業を行うものをいう。）に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

（助言及びあっせんの申立て）

第18条 障害者は、対象事案があるときは、市長に対し、対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

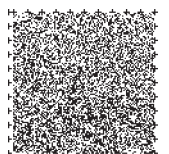
2 障害者の保護者又は関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、することができない。

3 前2項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって、行政府の行う処分を取り消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。



(事実の調査)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第20条 市長は、第18条第1項又は第2項の申立てがあったときは、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会(第22条に規定する八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会をいう。以下この条において同じ。)に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要があると認めるときは、当該対象事案に係る障害者及び関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると判断した場合には、差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行う。

(勧告)

第21条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

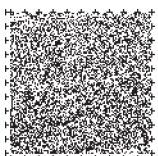
(調整委員会)

第22条 障害者に対する差別をなくすための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

2 調整委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 対象事案に係る申立てについての調査審議に関すること。
- (2) 障害者差別解消法第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。
- (3) 差別と思われる事案に係る協議及び当該事案に係る事実についての調査に関すること。

3 調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。



- 4 調整委員会の委員は、障害者差別解消法第17条第2項各号に定める者及び障害者の権利の擁護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 調整委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第19条後段の規定は、第2項第3号の調査について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、調整委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

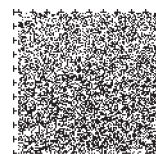
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成25年2月28日条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



はちおうじししゃかいふくししんぎかいじょうれい  
○八王子市社会福祉審議会条例

へいせい ねん がつ にち  
平成26年9月24日

じょうれいだい ごう  
条例第30号

せっち  
(設置)

だい じょう しゃかいふくし かかわ しさく かん じこう ちょうさしんぎ ちほうじちほう  
第1条 社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法  
(しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょう だい ごう きてい もとづき しちょう ふぞく  
(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属  
きかん として、はちおうじししゃかいふくししんぎかい い か しんぎかい  
機関として、八王子市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

しよしょうじこう  
(所掌事項)

だい じょう しんぎかい しちょう しもん おう つぎ かか しゃかいふくし かか しさく かん じこう  
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項  
についてちょうさしんぎ とうしん  
調査審議し、答申する。

(1) しゃかいふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい ごう きてい しゃかいふくし  
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する社会福祉に  
かん じこう どうほうだい じょうだい ごう きてい じどうふくし かん じこう ふく  
関する事項(同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)

(2) こ こそだ し えん へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい ごうかくごう かか  
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲  
げる事項

(3) しょうがくまえ こ かん きょういく ほういくとう そうごうてき ていきょう すいしん かん ほうりつ  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
(へいせい ねんほうりつだい ごう だい ごうだい ごう だい じょうだい ごうおよ だい じょうだい  
(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2  
項に関する事項

(4) かいごほけんほう へいせい ねんほうりつだい ごう もと かいごほけんじぎょう えんかつ うんえい  
介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業の円滑な運営に  
かん じこう  
関する事項

(5) ぜんかくごう かか しゃかいふくし しちょう ひつよう みと じこう  
前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

そしき  
(組織)

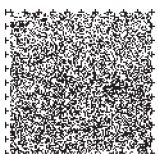
だい じょう しんぎかい いいん つぎ かか もの しちょう いしよく  
第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) しゃかいふくしじぎょう じゅうじ もの  
社会福祉事業に従事する者

(2) がくしきけいけんしゃ  
学識経験者

(3) しぎ かいぎいん  
市議会議員

(4) ぜん ごう かか しちょう ひつよう みと もの  
前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者



- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 審議会の会長は、委員の互選により定める。
- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。
- 5 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

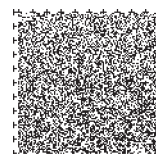
第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第3条第3項の規定により臨時委員を置いた場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉専門分科会
- (2) 民生委員審査専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会
- (4) 障害者福祉専門分科会
- (5) 児童福祉専門分科会



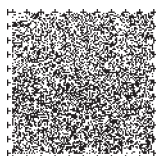
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。
- 3 専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 第4条第3項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 障害程度審査部会 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 自立支援医療機関審査部会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項
- (3) 指定医審査部会 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定に関する事項

- 2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。





6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

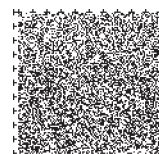
1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止)

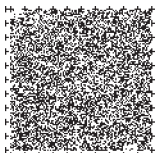
2 八王子市子ども・子育て支援審議会条例(平成25年八王子市条例第33号)は、廃止する。

(八王子市介護保険条例の一部改正)

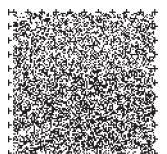
3 八王子市介護保険条例(平成12年八王子市条例第26号)の一部を次のように改正する。



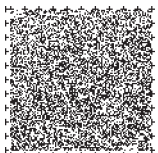
改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>第5章 削除</p> <p>第17条・第18条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 運営協議会(第17条・第18条)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p> <p>第5章 運営協議会 (運営協議会)</p> <p>第17条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として八王子市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる重要事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) 介護保険事業の適正かつ公平な運営に関すること。</p> <p>(2) 保険給付に関すること。</p> <p>(3) 介護保険を補完する給付に関すること。</p> <p>3 協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p> <p>第18条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2 協議会の委員は、被保険者、高齢者団体の代表者、福祉関係者、保健医療関係者、介護サービスを提供する事業者、介護保険料額を負担する事業主及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営については、市規則で定める。</p>



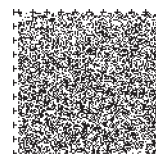
く ぶん	し めい	しよ ぞく とう
区 分	氏 名	所 属 等
がくしきけいけんしゃ 学識経験者	ひろせ まり こ 廣瀬 真理子	とうかいだいがくきょうようがくぶ きょうじゆ 東海大学教養学部 教授
支 援 機 関 し えん き かん	そうだんしえんきかん 相談支援機関	そうだんしえん きょうじゆ 相談支援センター サポート 南多摩
	そうだんしえんきかん 相談支援機関	マインドはちおうじ そうだんしえん 相談支援センター
	じどうはつたつしえん 児童発達支援センター	すぎな あいいくえんえんちよう すぎな愛育園園長
	しゅうろうしえんきかん 就労支援機関	はちおうじ 八王子ワークセンター
	ざいたく きかん 在宅サービス機関	わかこま 若駒ライフサポート
	にゅうしょしせつ 入所施設	はちおうじふくしえん 八王子福祉園 ちいきしえん 地域支援コーディネーター
障 害 当 事 者 し ゃう がい とう じ しゃ	しんたい 身体	しょうがいしゃだんたいれんらくきょうぎかい 障害者団体連絡協議会
	しんたい 身体	はちおうじしかくしょうがいしゃふくしきょうかい 八王子視覚障害者福祉協会
	しんたい 身体	はちおうじしちようかくしょうがいしゃきょうかい 八王子市聴覚障害者協会
	ちてき 知的	
	せいしん 精神	たまくさ かい 多摩草むらの会
	なんびょう 難病	きんむりよくしょうかんじやかい 筋無力症患者会
とくべつしえんがっこう 特別支援学校	よしだ まり こ 吉田 真理子	とくべつしえんがっこう こうちよう 特別支援学校 校長



く ぶん 区 分	し めい 氏 名	しょ ぞく とう 所 属 等
ちいきだんたい ちょうかい じちかい 地域団体 (町会・自治会)	なるせ よしお 成瀬 義雄	ちゅうおうち くれんごうかいちよう 中央地区連合会長
さんぎよう けいざいだんたい 産業・経済団体	おかもと きようこ 岡本 恭子	はちおうじしょうこうかいぎしょ 八王子商工会議所
しゃかいふくし しかんけいだんたいとう 社会福祉関係団体等	おおくま こ 大熊 えみ子	はちおうじしみんせいいいん じどういいんきょうぎかい 八王子市民生委員・児童委員協議会
	い で いさお 井出 勲	はちおうじししゃかいふくしきょうぎかい 八王子市社会福祉協議会
ほけんいりよう 保健医療	ふくしま ちひろ 福島 千尋	はちおうじしほけんじよ ほけんたいさくかちよう 八王子市保健所 保健対策課長
じどうふくし 児童福祉	なかしょう ゆ き 中正 由紀	はちおうじし かちよう 八王子市 子どものしあわせ課長
しみんだいひょう しみんこうほいいん 市民代表 (市民公募委員)	まえざわ いくえ 前沢 生恵	こうほしみんいいん 公募市民委員
	さくらだ しげる 櫻田 茂	こうほしみんいいん 公募市民委員



かい 回	にち 日 時	かい 会 場	ない 内 容
だい 第1回	へいせい ねん 平成29年 がつ にち 4月28日	しやくしょ 市役所 かいぎしつ 802会議室	①委員委嘱状交付 ②障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要 ③障害者アンケート調査の調査票について
だい 第2回	がつ にち 5月19日	はちおうじ 八王子 ろうせいかいかん 労政会館	①障害者アンケートについて ②第1章、第2章、第3章について
だい 第3回	がつ にち 6月23日	みなみおおさわしみん 南大沢市民 センター	①第1章、第2章、第3章について ②医療的ケア児へのアンケートについて
だい 第4回	がつ にち 7月25日	こやすしみん 子安市民 センター	①医療的ケア児へのアンケート調査結果について ②障害者計画モニタリングについて ③第4章「主要な取組」について
だい 第5回	がつ にち 8月24日	こやすしみん 子安市民 センター	①障害者アンケートの調査結果について ②第4章「主要な取組」について ③第4章「施策の展開」について
だい 第6回	がつ にち 10月5日	しやくしょ 市役所 かいぎしつ 802会議室	①第4章「施策の展開」について
だい 第7回	がつ にち 10月19日	はちおうじ 八王子 ろうせいかいかん 労政会館	①第4章「施策の展開」について
だい 第8回	がつ にち 11月7日	きたのしみん 北野市民 センター	①第4章「施策の展開」について ②第5章「サービス提供について」について
だい 第9回	がつ にち 11月21日	こやすしみん 子安市民 センター	①第4章「施策の展開」について ②第5章「サービス提供について」について
<b>パブリックコメント(1月11日～2月9日)</b>			
だい 第10回	へいせい ねん 平成30年 がつ にち 2月20日	しやくしょ 市役所 かいぎしつ 801会議室	①パブリックコメントの結果等について ②今後のスケジュールについて





ほんけいかく げんごう と あつか  
本計画における元号の取り扱いについて

ほんけいかく げんごう ひょうき へいせい しょう  
本計画における元号の表記は「平成」を使用しています。

へいせい ねんいこう かひょう さんしょう  
平成31年以降については、下表をご参照ください。

げんごう 元号	へいせい ねん 平成30年	へいせい ねん 平成31年	へいせい ねん 平成32年	へいせい ねん 平成33年	へいせい ねん 平成34年	へいせい ねん 平成35年
せいれき 西暦	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年

はちおうじししょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく  
八王子市障害者計画・第5期障害福祉計画・障害児福祉計画

へいせい ねん がつ  
平成30年3月

はっ こう はちおうじし へん しゅう ふくしふ しょうがいしゃふくしか  
発行：八王子市 編集：福祉部 障害者福祉課

はちおうじしもとほんごうちょう  
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

でんわ ふあつくす  
電話 042-620-7367 FAX 042-623-2444

いーめーる  
E-mail b440600@city.hachioji.tokyo.jp

